

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社が企業活動を通じて継続的に収益をあげ、企業価値を高めていくためには、その活動を律する枠組みであるコーポレート・ガバナンス（企業統治）の体制の整備は不可欠であると考えております。

当社は、当社をとりまくあらゆるステークホルダーの立場を尊重し、円滑な関係を構築していくことが、コーポレート・ガバナンスの基本的な目的であると考え、そのために重要情報の適時適切な開示をとおして、企業内容の公正性・透明性確保に努めております。特に、すべてのステークホルダーの権利・利益を守り、ステークホルダー間の平等性を確保するために、社内体制、環境の整備を図ることは、コーポレート・ガバナンスの重要な要素であると考えております。さらにそのためには、経営の監督を担う取締役会・監査役会が十分機能し、同時にすべてのステークホルダーに対する説明責任を十分果たす必要があると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則4-11.取締役会の、ジェンダーや国際性の面を含む多様性】

当社の取締役会は、現状全員が日本人男性で構成されておりますが、各取締役はいずれも経営に関する高い判断力、国際性、および発言能力を有し、かつその背景にある専門分野や経験は様々に異なる人選とすることで、取締役会全体のバランスは確保されていると考えております。

なお、当社は、適任者がいれば性別や国籍の別は問わずに役員候補者とする方針であり、取締役会における多様性の確保については、引き続き検討してまいります。

【原則4-11.補充原則4-11-3.取締役会全体の実効性についての分析・評価】

当社は、現在、取締役会の実効性評価の実施に向けて準備を進めております。今後は、取締役会の意思決定機能と監督機能が有効に発揮しているかを自ら検証し、抽出された課題を認識した上で、課題解決に向けた、分析・評価を行う予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4.政策保有株式】

当社は、長期取引を前提に取引先企業の株式を保有することは、安定的な関係構築の有効な手段であり、中長期的な企業価値の向上につながるものと考えています。なお、保有の合理性を検証するため、年に一回、取締役会において、個別銘柄ごとに、保有に伴う便益が資本コストに見合っているかなどの定量的な評価と保有意義といった定性的な評価の両面で検証を行い、保有目的が失われたと判断されたものにつきましては、速やかに縮減を行って参ります。

議決権の行使におきましては、個別取引関係を有する株主としては、会社提案議案につきましてはその趣旨や会社の意向を尊重しつつも、もし対話や議案精査の過程で投資先企業の企業価値を毀損するリスクがあると判断された場合は、議案の取り下げや見直しを要請するほか、議決権行使の棄権なども含めた、議案ごとの対応が求められると考えております。

【原則1-7.関連当事者間の取引】

取締役の会社との取引および会社の取締役との利益が相反する取引につきましては、取締役会規則の定めた手続きに基づき適切に監督されております。

【原則2-6.企業年金の機能発揮】

当社の企業年金基金は、積立金の運用が従業員の安定的な資産形成に加えて当社の財政状態にも影響を与えることを踏まえ、運用機関に対するモニタリングなども含めた運用の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、運用コンサルタントと連携し、企業年金の運用に携わる人材の専門性を高めるほか、企業年金連合会主催の研修や投資機関各社の実施するセミナーへの参加、代議員会での勉強会の実施などにより、必要な専門能力や知見を補充しております。

【原則3-1.情報開示の充実】

（会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画）

当社は会社の目指すところといたしまして、企業理念と行動指針を制定し、経営戦略、経営計画につきましては、「中期経営計画」を策定し、それぞれ当社の公式ホームページに記載しておりますのでご参照ください。

（コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針）

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、本報告書の「1. 基本的な考え方」の冒頭に記載しておりますので、ご参照ください。

（経営陣幹部・取締役の報酬決定の方針と手続）

当社の取締役の報酬につきましては、株主総会で承認された範囲内で、取締役会で他社水準や当社の業績等を考慮しながら決定しております。各取締役の報酬額は、役位と、会社及び各人の業績を反映する金額としております。業績の反映につきましては前年度の業績や中長期の業績・企業価値の評価等に基づき決定しております。

（経営陣幹部選解任・役員候補者指名の方針と手続）

取締役候補者には、経営に関する深い知識や経験を有し、当社の事業や自動車産業についての十分な知識と、それらの知識と経験に基づいて

適切に判断し、適切な発言ができる、高い見識・力量を備える人物を社内から指名し取締役会で審議します。同時に、社外からも企業経営などに
関する豊富な知見を有する人材を取締役に複数選任することで、取締役会の審議と意思決定における多様性の向上と、チェック・助言などの監督
機能の強化を図ってまいります。

(個々の選解任・指名についての説明)

役員候補者については、個々の選任理由を「株主総会招集ご通知」に記載しております。

【補充原則4-1-1.取締役会の役割・責務】(経営陣に対する委任の範囲)

取締役会は、法令・定款を踏まえ取締役会規則で定められた付議事項を決議しております。経営の意思決定と業務執行を迅速に行うため、当社
では取締役会の決議に先立ち会社経営の重要事項をあらかじめ審議する経営会議を設置し、さらに、経営会議の下部組織として「予算専門委員
会」「設備投資専門委員会」「商品開発専門委員会」などの各委員会を設置し、それぞれの専門分野における審議を効率的に行う体制をとってあり
ます。経営会議の首座や常任委員、各委員会の首座は経営陣が務め、重要でない業務執行は取締役会ではなくこれら下部審議体で決定されま
す。対象となる金額の重要性の判断基準は決裁基準規則にて定められております。

【原則4-9.独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社の社外取締役の独立性を判断する基準は、東京証券取引所が定める独立性基準に準拠しております。なお、このうち当社を主要な取引先
とする者又はその業務執行者および当社の主要な取引先又はその業務執行者の場合の「主要な」取引先とは当社との取引高が取引先又は当社
のいずれかの前連結会計年度における連結売上高の2%以上となる取引先であり、また当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を受
けている場合又は所属する団体が寄付を受けている場合の「多額」の基準は年間1千万円以上であります。

【補充原則4-11-1(原則4-11.取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件)】

当社では取締役を5名以上とする旨定款に定めているところ、実際には取締役会の体制を大幅に見直した2002年以来、社内出身の業務を執行
する取締役を中心とした概ね11名の体制で取締役会を構成してまいりました。2014年より、多様性と意思決定の客観性・透明性の向上のため、独
立社外取締役も選任し、2016年6月からは2名となりましたが、これを含めて十数名という規模は、効率的で迅速な意思決定と、十分な審議・監督
を両立できる適正な規模と考えております。各取締役はいずれも経営に関する高い判断力、発言能力を有し、かつその背景にある専門分野や経
験は様々に異なる人選とすることで、取締役会全体のバランス、多様性を考慮しております。

【補充原則4-11-2(原則4-11.取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件)】

当社取締役・監査役の、他の上場会社役員の兼任状況につきましては「株主総会招集ご通知」に添付の事業報告に記載し開示しております。

【補充原則4-14-2(原則4-14.取締役・監査役のトレーニング)】

取締役に対しては就任時に社内で法令遵守に関する啓発機会を設けておりますほか、社外取締役の就任に際しましては、当社の事業への理解
を深めるため、国内外の主要拠点の見学も含めた社内各部門によるオリエンテーションプログラムを実施いたします。また監査役は日本監査役協
会が開催する講習会等に適宜参加し、必要な知識・情報の習得に努めております。当社は今後も取締役・監査役がその責務役割をより適切に果
たすことができるよう、必要十分なサポートをしてまいります。

【原則5-1.株主との建設的な対話に関する方針】

株主との建設的な対話を促進するための体制整備、取り組みといたしましては、企画・財務部門統括の役員が対話全般について統括し、コーポ
レートコミュニケーション部を事務局として対話を促進する体制を整備するほか、必要に応じて他部門とも連携してまいります。また個別面談以外
の対話手段の充実についても検討してまいりますとともに、対話の内容は適宜経営陣幹部にフィードバックし、内容に応じて取締役会でも報告す
ることといたします。さらに、今後株主との対話の増加が見込まれる中、いわゆるインサイダー情報や有価証券上場規程で適時開示が求められる
会社情報が公表前に伝達されることのないよう十分注意するとともに、四半期決算を含む各決算期日前に設けるサイレント期間の徹底など、情報
管理の一層の強化に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱商事株式会社	63,633,040	8.62
伊藤忠自動車投資合同会社	52,938,100	7.17
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	49,871,900	6.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	45,213,800	6.12
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT	26,983,236	3.65
株式会社みずほ銀行	15,965,705	2.16
JFEスチール株式会社	14,434,833	1.95
株式会社日本政策投資銀行	13,183,000	1.79
全国共済農業協同組合連合会	12,650,000	1.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	12,403,400	1.68

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

「大株主の状況」に関する注記
上記「大株主の状況」は2019年3月31日時点のものを記載しており、割合(%)の数値は自己名義株式(109,972,660株)を除いた発行済株式総数に占める割合を記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社の連結子会社のうち株式会社IJTT(当社出資比率は間接所有も含め42.45%。以下、IJTT)は、東京証券取引所第二部に上場しております。
IJTTにとって当社は主要な販売先ですが、当社とIJTTの間の取引は、他の仕入先と同内容の、公正な購買取引を目的とした購買基本契約に基づき行われております。当社はIJTTの経営の独立性を尊重してまいります。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
前川 弘幸	他の会社の出身者											
柴田 光義	他の会社の出身者								○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
前川 弘幸	○	前述「会社との関係(1)」の表に記載すべき適合項目はない。 取締役前川弘幸が長年勤めていた川崎汽船株式会社と当社の、両社のグループ会社も含めた取引関係についても、その内容・金額規模は、当社の財政状態・経営成績及びキャッシュ・フローの状況からみて、いずれも当社から見て重要性は認められないと考えられる。	東京証券取引所第一部に上場する企業の代表者として豊富な経験・見識を有している。 また、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、中立、公正に当社が社会に果たすべき役割を認識し、監督することができる。

柴田 光義	○	取締役柴田光義が長年勤めている古河電気工業株式会社と当社の取引関係については、その内容・金額規模は、当社の財政状態・経営成績及びキャッシュ・フローの状況からみて、いずれも当社から見て重要性は認められない。また当該取引先等から見ても特段重要性は認められないと考えられる。	東京証券取引所第一部に上場する企業の代表者として豊富な経験・見識を有している。また、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、中立、公正に当社が社会に果たすべき役割を認識し、監督することができる。
-------	---	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無 更新	あり
--	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取 締役

補足説明 更新

当社は、企業統治に関する任意の機関として、役員候補者の指名や経営陣幹部などの選定、役員報酬の決定などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、2019年6月26日開催の取締役会で「指名・報酬委員会」を設置いたしました。この「指名・報酬委員会」は、議長である代表取締役 取締役社長 片山正則と社外取締役2名（前川弘幸および柴田光義）の3名で構成され、取締役会のもとで、諮問を受けた議案について審議し答申を行います。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人と監査役会は監査の過程において、日本公認会計士協会監査基準委員会報告書260「監査役等とのコミュニケーション」に基づきコミュニケーションを図っており、円滑なコミュニケーションのため「監査役若しくは監査役会又は監査委員会と監査人との連携に関する共同研究報告」（日本監査役協会、日本公認会計士協会）を参考にしております。

監査役会と会計監査人の連携状況は以下のとおりであります。

1. 監査計画の説明聴取
 2. 監査講評、四半期レビュー報告書等の受領及び意見交換
 3. 会計監査人監査報告聴取及び、監査報告書等の受領
 4. 会計監査人の品質管理体制、業務改善計画進捗の聴取
 5. 内部統制報告書に対する会計監査人の監査報告の聴取
 6. 会計監査、棚卸監査に立会、または同行し、実情把握と報告書確認
- 監査役と内部監査部署の連携状況は以下のとおりであります。

1. 年間監査計画書の説明聴取
2. 監査結果報告書の説明聴取
3. 内部統制報告書の説明聴取

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
進藤哲彦	他の会社の出身者													
三雲 隆	他の会社の出身者													
河村寛治	学者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
進藤哲彦	○	監査役進藤哲彦が長年勤めていた株式会社日本政策投資銀行(以下当該取引先という)と当社との取引関係については、その内容・金額規模は、当社の財政状態・経営成績及びキャッシュ・フローの状況からみて、いずれも当社にとって重要性は認められない。また、当該取引先にとっても特段重要性は認められないと考えられる。	金融・企業財務面で高い専門性と豊富な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有している。また経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、中立、公正に当社が社会に果たすべき役割を認識し、監督することができる。
三雲 隆	○	監査役三雲隆が長年勤めていた三菱UFJ信託銀行株式会社(以下当該取引先という)と当社との取引関係については、その内容・金額規模は、当社の財政状態・経営成績及びキャッシュ・フローの状況からみて、いずれも当社にとって重要性は認められない。また当該取引先にとっても特段重要性は認められないと考えられる。	金融及び企業経営等に関する豊富な知識と経験を有している。また経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、中立、公正に当社が社会に果たすべき役割を認識し、監督することができる。
河村寛治	○	前述「会社との関係(1)」の表に記載すべき適合項目はない。監査役河村寛治が長年勤めていた伊藤忠商事株式会社と当社の間では一定規模の取引関係や資本関係が認められるものの、同社を退職して相当程度の時日が経過しており、また退職後は一貫して研究・教育の分野で活動が続けているところから、同社との間に重要な関係はなく、独立性は十分確保されていると考えられる。	企業法務に関する豊富な知識と経験を有している。また経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、中立、公正に当社が社会に果たすべき役割を認識し、監督することができる。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 更新

当社の役員報酬制度における業績連動報酬としては、取締役(社外取締役を除く)に支給される賞与(短期業績と連動)および中長期業績と連動する株式報酬(中期経営計画の目標達成度と連動)がありますが、基本報酬、賞与および株式報酬の構成割合は、業績目標の100%達成時において、1.00:0.35:0.20としています。

業績連動報酬に係る指標としては、まず賞与は連結営業利益の目標達成度合いに連動することとしており、この連結営業利益の単年度実績と目標との比較において達成度をあらわす業績連動係数を0~200%の間で定め、これに基本報酬のもととなる基準額および前述の構成割合(0.35)を乗じて賞与の決定しています。

株式報酬については、連結売上高、連結営業利益率、および連結自己資本当期利益率(ROE)の目標値に対する達成度を、0~200%の間の業績連動係数に換算し、35%:35%:30%で加重平均した値を算定します。この値に、基準額と構成割合のほか、前提株価(1株当たり1,622円)を用いて付与するポイントを決めています。

連結営業利益を指標に選択した理由としては、これが、当社グループの収益力とキャッシュ創出の規模を示す重要な指標と考えるためです。株式報酬については当社が公表した中期経営計画(2019年3月期から2021年3月期)で掲げた目標値であり、それぞれ計画の進捗を示す重要な指標であることから、これを選択しています。

なお、こうした業績連動報酬は2016年から2017年にかけて整備・導入いたしました。これらは株主様と同じ視点・利害関係に立つことでの企業価値向上に対する意識付けを主眼としております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

2018年4月1日から2019年3月31日までの事業年度中に、社外取締役を除く取締役に支払った報酬額は、支給対象人員11名に対して、651百万円です。(支給対象人員には、当事業年度中に開催された定時株主総会終結の時をもって退任した役員も含めております。)

個別の取締役報酬の開示といたしましては、報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額として、取締役細井行に対し136百万円、取締役片山正則に対し141百万円が当事業年度中に支給された旨を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬総額については、株主総会で承認された範囲内で、取締役会で他社水準や当社の業績等を考慮しながら決定しており、各取締役の報酬額は、役位、会社および各人の業績を反映する金額とし、業績の反映については前年度の業績評価に基づき決定しています。

このうち基本報酬は、役位と個人の業績評価に基づき毎年6月に決定され、これを12分した金額を月例報酬として支給しています。また、会社の業績を反映する報酬制度としては、単年度の連結業績の目標達成度合いに連動した賞与と、持続的な企業価値向上を目指して掲げた経営指標の、中期経営計画期間における達成度合いに連動した業績連動型株式報酬制度に基づく報酬(以下「株式報酬」という)を組み合わせています。ただし社外取締役については、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみとしています。

社外取締役を除く取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する役職ごとの方針としては、各人や企業の業績を反映する前の基準額を、その定款で定めた役位や職務する執行役員の役位に応じ4段階に分けて設定しています。

監査役の報酬は基本報酬のみとしており、株主総会で承認された範囲内で、監査役の協議により他社水準や会社の業績等を考慮しながら決定しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役のサポート体制は以下のとおりであります。

(1) 就任以前は当社との接点がなく、就任後も業務執行を通じて当社や業界に関する知識を得る機会のない社外取締役が、取締役に就任して円滑に審議に参加し、適切に議決権を行使できるように、2014年に初めて社外取締役を選任するに際して社内審議体の運営方法や決裁ルールを見直したほか、継続的に以下の取り組みを進めていく。

・就任後各部門の職制から業務の概要の紹介の場を設定。

- ・事務局より社内取締役会会長のルールや資料作りの要諦・社内用語の自粛など心がけも含め適宜周知。
- ・取締役会で予定されている決議事項については概ね数日前までにその内容を事前に説明。

(2) 監査役補助使用人(社外監査役以外の監査役も含む)

監査役会をサポートするスタッフは、2006年4月より監査役職務執行を補助する専任の組織として監査役会直属の監査役スタッフグループを設置している。同年5月に監査役補助使用人規則を制定し、同グループの独立性とスタッフへの指示の実効性を確保している。

(3) 社外監査役への情報提供

- ・経営監査会議を毎月開催し、会社側から経営情報の説明と報告、意見交換を行っている。
- ・取締役会資料を遅くとも開催日前日までに事前送付、また必要に応じて事前説明を実施している。
- ・社内報、業界誌(月刊)の送付、その他適宜社外監査役からの問合せについては、社内関連部署から監査役スタッフグループを通じ迅速に回答している。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役会設置会社であり、会社の機関として取締役会ならびに監査役会を設置しており、主要な業務執行の決議、監督ならびに監査を行っている。

当社の取締役会は、片山正則、高橋信一、伊藤正敏、南真介、饗場哲也、井桁一也、杉本繁慈、瀬戸貢一、池田哲也、前川弘幸、および柴田光義、以上の取締役11名で構成され、議長は代表取締役 取締役社長である片山正則であります。取締役会は、原則毎月定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要な業務執行に関して審議・決定しております。

当社の監査役会は、満崎周夫、藤森正之、進藤哲彦、三雲隆、および河村寛治、以上の監査役5名で構成され、議長は常勤監査役である満崎周夫であります。各監査役は、取締役会に出席するとともに、監査役会で定めた監査計画に従い、取締役の業務執行の監査を行っています。

当社では、経営の意思決定と業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、3名の社外監査役(進藤哲彦、三雲隆、および河村寛治)を含めた5名の監査役と、彼らで構成される監査役会が経営への監視機能を担っております。このほか、取締役についても取締役会の客観性・中立性・透明性向上の観点から、独立した立場の社外取締役2名(前川弘幸、柴田光義)を選任しております。

このたび当社では、上記の法定機関以外に、企業統治に関する任意の機関として、取締役候補者の指名や経営陣幹部などの選定、役員報酬の決定などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、2019年6月26日開催の取締役会で「指名・報酬委員会」を設置することといたしました。この「指名・報酬委員会」は、議長である代表取締役 取締役社長 片山正則と社外取締役2名(前川弘幸および柴田光義)の3名で構成され、取締役会のもとで、諮問を受けた議案について審議し答申を行います。

なお当社は、社外取締役および社外監査役との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

企業が、企業をとりまくあらゆるステークホルダーからの負託・信任に応えて企業価値を向上させていくためには、経営者は、自らの立場や自社の利害、特定のステークホルダーの利害に偏ることなく、企業とすべてのステークホルダー共同の利益の拡大と、各ステークホルダー間の利害の調整に努めなければなりません。こうした企業と経営者がすべてのステークホルダーからの信任を確保していく上でふさわしいと考えられる企業統治体制としては、指名委員会等設置会社や監査等委員会設置会社の形態や、取締役会の構成を社外取締役中心にしていくことによって、取締役会の内部の牽制・モニタリング(監視)機能を現状よりさらに強化していくことも考えられますが、当社では現状監査役会設置会社の形態を選択しており、社外取締役の人数は取締役11名のうち2名です。

当社が監査役会設置会社の形態を選択している理由は、この形態が、当社事業と経営課題を熟知した取締役会によるマネジメント機能、すなわち迅速かつ戦略的な意思決定能力と監督能力を維持しながら、社外の専門性、客観性を活かした監査役会主導によるモニタリング(監視)プロセスを通じた経営監視体制を実現できる優れた仕組みであると考えからであります。

取締役会の職務である業務執行の決定と監督が適正に行われるか否かは、取締役会を構成する各々の取締役が、経営に関する深い知識や経験を有し、当社の事業や自動車産業についての十分な知識と、それらの知識と経験に基づいて適切に判断し、適切な発言をする能力を持つ取締役であるかどうかによって左右されるものと考えられますが、当社では従来より、そのような高い見識・力量を備える社内出身者を登用することに加え、社外からも企業経営などに関する豊富な知見を有する人材を取締役に複数選任しており、特にこのうち上場企業の代表者として一般投資家と対話し市場への説明責任を果たしつつ経営の舵を取った経験を有する2名には、社外取締役として専ら経営への助言・提言に力を注いでもらうなど、取締役会の審議と意思決定における多様性の向上と、監督機能の強化に貢献しております。

一方チェック・モニタリング機能という観点からは、社外監査役も含めた監査役会と取締役会の連携と、監査役による経営監視機能の強化に取り組んでいます。独立した視点に立った経営監視機能としては、定例取締役会の事前に原則全監査役が出席する「経営監査会議」を常設し、経営に対する監視機能を強化するなど、様々な取り組みを行っています。

現状ではこうした、経営や業務執行から独立した視点に対して経営陣が説明責任を負う仕組み・体制を導入していることで、監査役会設置会社としての経営監視機能は十分に機能していると考えておりますが、今後、社外取締役のさらなる活用を軸に、取締役会の内部における他律的なモニタリング機能の強化について、検討を続けてまいります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	例年6月末開催の定時株主総会の招集通知につきましては、2005年より開催日の約3週間前に発送しております。また2014年から東京証券取引所のサイトや自社のホームページに、開催日の約4週間前から招集通知の電子ファイルを掲載することいたしました。
電磁的方法による議決権の行使	投資家の利便性向上の観点から、2006年6月開催の第104回定時株主総会より、電磁的方法による議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	プラットフォームには立ち上げ初年度より参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	全頁英訳したものを上記プラットフォームや取引所のサイトに提供するほか、当社のホームページにも掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページの「投資家の皆様へ」の頁に掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期会計期間末と年度末の決算説明会を開催しております。また第1ならびに第3の四半期決算の開示にあたりましては、電話会議方式による説明会を実施しております。その他、証券アナリストの要請により個別説明会を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年間2回程度、海外機関投資家向けロードショーを実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページに「投資家の皆様へ」の頁を設置し、投資家向け情報として社長メッセージ、決算短信、株主総会の招集通知、アニュアルレポート等の各種財務報告書のほか、先述の決算説明会で使用した資料を添付し公開しております。その他「プレスリリース」の頁を設置し、各種リリース資料を掲載し、都度更新しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署は企画・財務部門のコーポレートコミュニケーション部です。IR担当役員は、同部門統括の役員がIRを統括しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、ステークホルダーの皆様との信頼関係を築きながら、企業の社会的責任を果たし、企業理念の実現を図ることを目的として、「CSRの取り組み方針」(元「コンプライアンスに関する基本的な取り組み方針」から再定義)を定め、開示しております。

環境保全活動、CSR活動等の実施

当社グループは、豊かで持続可能な社会の実現を目指す環境ビジョンとして「地球環境憲章」を定めております。今般、パリ協定やSDGs等の外部環境変化をうけて、「いすゞグループ地球環境憲章」として内容を見直しました。またグループ全ての事業活動で環境保全活動を推進するため、経営会議の下部組織として、開発部門統括をトップマネジメントとした「地球環境委員会」を設置し、さらにこの傘下に購買・物流・設計/開発・生産・販売の各分野で環境委員会やワーキンググループを設置し、環境保全に関わる事項の審議・決定を行い、多種多様な環境課題の解決に取り組んでおります。地球環境委員会にて審議・報告された内容は経営会議に報告され、必要に応じて取締役会等へ上申されます。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、業務の適正を確保するための体制の構築の基本方針を次のとおりとし、これに基づき体制を整備・維持いたします。

(1)取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスの徹底を当社の最重要課題と位置付ける。なお、当社において「コンプライアンス」とは、法令遵守はもとより社会の信頼に応える高い倫理観をもって、全役員・従業員一人ひとり行動することとする。

当社は、「コンプライアンスに関する基本的な取り組み方針」、「コンプライアンスに関する行動基準」を役員・従業員に周知徹底し、コンプライアンスの実効性を確保する。

当社は、社外の有識者を委員として招聘した「コンプライアンス委員会」から、コンプライアンスの推進や体制整備についての客観的な助言・監督・評価を得て、法務部コンプライアンス推進グループがコンプライアンスに係る事項を管理・推進しており、また、監査部業務監査グループが監査を行うことにより、コンプライアンスに係る内部監査機能を確保しており、今後もこれを継続する。

当社は、取締役会の業務執行監督機能の客観性・中立性・透明性を高めるため、独立した立場の社外取締役を置いており、今後もこれを継続する。

当社は、反社会的勢力や団体との一切の関係を遮断しており、今後も不当な要求等を拒否するため、毅然とした態度で対応する。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令および「取締役会規則」その他の社内規則に従い、取締役会議事録その他の取締役の職務執行に関する情報について、情報ごとにこれを保存および管理すべき主管部署を定め、当該主管部署において、これを適切に保存および管理するとともに、秘密情報については、法令および「秘密情報取扱規則」に従い、秘密情報管理統括責任者が、これを適切に管理する。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」に従い、各部門のリスク管理責任者が、当該部門のリスク管理を行い、リスク管理統括責任者が、全社リスクを統括する。また、リスク管理状況については、経営会議にて随時把握・評価し、また、危機に際しては、経営会議にてその対応(体制を含む。)を審議・決定・実施し、適宜取締役会に報告することにより、リスク管理を徹底する。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、中期経営計画および事業年度ごとの事業計画を策定し、それらの実現に向けた組織体制の構築および各部門ごとの具体的施策の立案を行うとともに、主要な業務執行を決定する機関として取締役会を設置し、この下部機関として「経営会議」を設置する。さらに、経営会議の下部組織として、「品証・CS委員会」、「地球環境委員会」、「輸出管理委員会」、「予算専門委員会」、「設備投資専門委員会」および「商品開発専門委員会」の各委員会を設置し、それぞれの専門分野における審議を効率的に行う体制をとる。

当社は、取締役の業務執行を適切にサポートする体制として執行役員制度を継続採用する。

(5)当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社および当社グループが社会からその存在価値を認められ、信頼を得るために、「グループ企業理念」、「グループ行動指針」および「コンプライアンスに関するグループ行動基準」を策定し、当社グループの全役員・従業員が上記「グループ企業理念」、「グループ行動指針」および「コンプライアンスに関するグループ行動基準」を踏まえた行動をとるよう適切に対応する。

当社は、当社グループ各社に対し、当該各社に応じた適切なコンプライアンス体制の整備とコンプライアンスの徹底を要請する。

当社は、「グループ企業管理規程」および「グループ企業管理細則」を制定し当社グループの業務の適正を確保する体制の強化に対応する。

当社は、当社経営幹部による、当社グループ各社の経営幹部に対する当該各社の経営状況のモニタリングを継続的に実施するとともに、当該各社のコンプライアンスの推進状況、リスク管理状況および業務の効率性を確保する体制についても報告を受け、当該各社において改善すべき点があると認められた場合には、改善を要請する。

当社は、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するための体制を敷いており、今後もこれを継続する。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役からの要請に従い、当社の社内組織として「監査役スタッフグループ」を設置し、監査役の職務を補助すべき使用人を配属する。

(7)監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性を確保するために、当該使用人をもつば監査役の指揮命令下に置くとともに、当該使用人の人事異動、人事考課および賞罰について監査役の事前同意を得る。

(8)当社およびその子会社の取締役および使用人等が監査役に報告をするための体制

当社は、監査役に対し、当社および当社グループ各社の取締役および執行役員その他これらに相当する者ならびに従業員が、適宜、当社および当社グループ各社の業務執行の状況および経営状況その他監査役と協議して定める事項を報告するとともに、監査役の求めに応じ、随時、必要かつ十分な情報を監査役に開示し、または報告する体制を敷いており、今後もこれを継続する。

当社は、当社および当社グループ各社の監査役が相互に連携して当社グループ全体の監査の充実・強化を図ることを目的として定期的に開催する連絡会に対し、適宜支援を行っており、今後もこれを継続する。

(9)監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、前項に基づき監査役への報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および当社グループ各社の全役員・従業員に周知徹底する。

(10)監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払、償還または債務の弁済の請求等をしたときは、法令に基づいて、速やかに当該費用または債務を処理しており、今後もこれを継続する。

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、適切な予算を確保しており、今後もこれを継続する。

(11)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役が経営会議へ出席する機会を確保しており、今後も継続する。また、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備するために、今後とも監査役と継続的に協議するとともに、当該協議を通じて監査役から要請された事項については、これを実現するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の一員として、反社会的勢力および団体とは断固として対決します。

反社会的勢力排除に向けた整備状況

倫理規定・行動規範等の整備状況

当社は、前掲の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を含めた「CSRの取り組み方針」ならびにこれを踏まえた「コンプライアンスに関する行動基準」を役員・従業員に周知徹底しております。また、会社の業務の適正を確保するための体制の構築の基本方針にも一切の関係遮断と毅然と対応する旨を明記しております。

その他社内体制の整備状況

- ・対応統括部署を総務人事部とし、不当要求防止責任者1名を設置しております。
- ・反社会的勢力の不当要求に備え、平素より外部の専門機関と緊密な連携関係を構築するとともに、反社会的勢力に関する情報の収集に努めております。
- ・具体的には、地元警察との間で年2回の研修会を行い、特殊暴力の状況、対応策についての情報・指導を受けるなど、不当要求に対する排除・防止対策を推進しております。また弁護士とも顧問契約を結び、不当要求に対しての法律的な指導を受けております。
- ・公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に参加して、特殊暴力に関する研修会、意見交換会、講演会を通じて不当要求の排除と防止対策を検討しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

1. 適時開示に係る基本方針

当社は、1949年5月に貴取引所に上場以来、各法令の遵守ならびに適時適切な会社情報の開示に努めております。
金融商品取引法で規定されている重要事実等が生成された時には、当該重要事実等の公表の時期・方法・内容等を、当該重要事実等の生成された時又はその後遅滞なく、有価証券上場規程をはじめ貴取引所の制度・規則および金商法令に従い、決しております。
特に適時開示に該当する情報につきましては、重要事実等に該当しないものも含め、TDnetを通じて正確・公平かつ迅速な情報開示に努めますとともに、決算情報等につきましては投資家の理解を深めていただくために、当社ホームページにてこれを補足する情報の積極的な提供に努めております。

2. 適時開示に係る社内体制

(1) 情報の集約

適時開示に該当する可能性のある情報が生じた場合、社内各部はコーポレートコミュニケーション部広報グループに報告いたします。また子会社に係る情報につきましても社内担当部署を経由し、コーポレートコミュニケーション部広報グループに報告いたします。

(2) 取締役会への付議と情報開示

会社の重要な意思決定は、当該案件を所管する部署または起案部署が社内の下部審議体での審議および取締役会等での承認を経て、このうち重要性の高いものについては情報開示担当部署に送致され、即日を開示いたします。また発生事実は、その重要性に応じて社内のレポートラインで把握される都度、事案発生現場と所管部署で検討の上情報開示担当部署を経由して速やかに適切な情報を開示いたします。

(3) その他

適時開示情報以外にも、不明瞭な報道などにつきましては、関係部署等と事実確認のうえ速やかに会社としてのコメントを公表いたします。

内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制の模式図

